

# 比較推奨販売に関する取扱ルール

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本ルールは、商品の提示・推奨を適切に行うための、提示・推奨の基準や、保険契約者等に対する当社方針・理由等の説明要領、記録・証跡の保存等について定め、当社の役職員が保険契約者等の保護に十分留意した適正な保険募集の取組みを実現することを目的とします。

## 第2章 推奨方針

### 第2条（基本方針）

当社における比較推奨販売は、当社独自の推奨方針・基準に沿って保険会社を選定し、当該保険会社の商品を推奨することを基本方針とします。

### 第3条（推奨保険会社）

#### 【生命保険の場合】

当社は、取扱保険会社の中から予め以下の1社の特定保険会社を選定し、当該保険会社の商品をお勧めすることを基本方針とします。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社を推奨します。

ただし、お客様が推奨保険会社以外の商品の提案を希望する場合は推奨保険会社以外の保険会社の商品の中から、お客様の意向に合致するすべての商品の概要を説明し、提案プランを作成する商品をお客様に選定いただく（比較説明を行う）こととします。

取扱保険会社：東京海上日動あんしん生命株式会社

アクサ生命保険株式会社

オリックス生命保険株式会社

メットライフ生命保険株式会社

ジブラルタ生命保険株式会社

#### 【損害保険の場合】

当社は、取扱保険会社の中から予め以下の1社の特定保険会社を選定し、当該保険会社の商品をお勧めすることを基本方針とします。

東京海上日動火災保険株式会社を推奨します。

ただし、他の代理店との共同募集の場合などは、その限りではありません。その場合の対応は、別途例外対応方針として定めます。

#### 第4条（推奨理由）

##### 【生命保険の場合】

推奨理由は、『当社の販売方針として決めています』と保険契約者等に説明することとします。なお、保険契約者等からこの販売方針とした理由を更に求められた場合には、『お客様に親和性がある損害保険会社のグループ会社の生命保険商品を推奨することで、生損保トータルのサービスの提供と保険金・給付金の請求時のお客様サービス向上が期待できるため』と口頭にて説明することとします。

##### 【損害保険の場合】

推奨理由は、『自動車保険以外の商品もあるため』と保険契約者等に説明することとします。

#### <附則>

本ルールは、2023年8月1日から適用します。